

子ども・子育て支援事業計画素案骨子作成に向けて

奈良市子ども未来部子ども政策課
平成26年1月31日

事業計画策定部会の審議状況について

事 項	平成25年度			平成26年度（※①）			
	第1回 8. 9	第2回 10. 4	第3回 1. 31	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
～スタート～ ニーズ調査項目の検討							
事業計画の素案骨子の検討							
次世代計画における取組評価							
事業計画の素案の検討							
ニーズ量と確保方策の検討			※③				
～ゴール～ パブリックコメント手続・修正							

取組の評価に関する詳細な審議は、「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」に委ねる

「確保方策」については、8～9月に奈良県に報告する

- （備考）
- ※① 平成26年度の部会開催数については、今後調整。
 - ※② 平成26年度において、四半期ごと等の一定の期間ごとに奈良県に報告・協議が行われる予定。
 - ※③ 「量の見込み」については、4月中旬に国が調査を行う予定。

事業計画の構成（案）について

【 奈良市 〇〇プラン 】

1. 事業計画の策定について

- (1) 事業計画の目的・趣旨、位置づけ
- (2) 事業計画の期間
- (3) 事業計画の対象
- (4) 本市の他計画との関係

2. 事業計画の基本的な理念・考え方について

- 奈良市の子ども・子育てに対する基本理念と基本方針

3. 奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題について

- 次世代計画（後期計画）に基づくこれまでの実績
- 奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

4. 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について

- 子ども・子育て支援事業計画における基本目標・基本施策

5. 各提供区域における実施計画について

- 各提供区域における教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容
- 各提供区域における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

6. 計画の推進体制について

- PDCAサイクルの確保

7. 参考資料等

（前回の部会でいただいたご意見）

- 事業計画の読み手が誰なのかを明確にした方がよいのではないか。概要版の活用。
- 「〇〇プラン」等の愛称は、話題にもなるので検討してもよいのではないか。

1. 事業計画の策定について

(1) 事業計画の目的・趣旨、位置づけ

本市が策定する事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針（案）」に定められた記載事項のほか、現行の「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～26年度）から引き継ぐべき事業を付加した計画として位置づける。

(2) 事業計画の期間

計画期間は、平成27年度～平成31年度までの5か年とする。

(3) 事業計画の対象

奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とする。なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満とされているが、本市の事業計画の主な対象は現行の次世代育成支援行動計画と同様に、義務教育終了前までの児童とする。

(4) 本市の他計画との関係

本市の上位計画や関連性を有する計画について記載する。事業計画の策定にあたっては、関連する分野別計画との整合・連携を図ることとするが、特に「基本指針（案）」に定められた任意記載事項については、基本的には既存の分野別計画に委ねることとし、必要に応じて事業計画にもその内容を記載するものとする。

＜＜上位計画＞＞ ・奈良市第4次総合計画（前期基本計画：平成23年度～27年度、後期基本計画：平成28年度～32年度）

＜関連計画＞

※想定される計画等

- ・奈良市男女共同参画計画（第2次）（平成23年度～32年度）
- ・第2次奈良市地域福祉計画（平成24年度～28年度）
- ・第3期奈良市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）
- ・奈良市障がい者福祉基本計画（平成16年度～25年度）
- ・奈良市母子家庭・父子家庭等自立促進計画（平成25年度～29年度）
- ・奈良市食育推進計画（平成20年度～24年度：第2次策定中）
- ・奈良市21健康づくり（平成16年度～24年度：第2次策定中）
- ・奈良市教育ビジョン（前期：平成21年度～25年度、後期：平成26年度～30年度）

（参考１：次世代育成支援対策推進法の延長と見通しと子ども・子育て支援事業計画との関係について）

- 子ども・子育て支援法附則第2条第2項において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。
この延長の検討は、ワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般・特定事業主行動計画の取り扱いが中心となるが、「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）において「次世代育成支援対策推進法の延長・強化の検討」が盛り込まれたことや、先般取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においても「その延長、見直しを積極的に検討すべき」とされたこと等も踏まえ、引き続き政府内部での検討を進めていく。
- 次世代育成支援対策推進法に根拠を置く地域の子育て支援に係る財政支援は、平成27年度以降は子ども・子育て支援事業計画に基づくものに移行する。このため、平成27年度以降は、市町村におかれては、財政支援の根拠となる計画としては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成いただければ足りる。
- なお、子ども・子育て支援法に基づく財政支援の対象とはならない事業等であって、現行の次世代計画に記載しているものについて、市町村子ども・子育て支援事業計画の中に一体的に盛り込むか否かは、各自治体のご判断による。

※ 基本指針（案）Q&A（第2版）より引用

（参考２：他の計画との関係について）

- 子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第2項第3号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。）、障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び同条第3項に規定する市町村障害者計画をいう。）、児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。
- なお、他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体的のものとして作成して差し支えない。

2. 事業計画の基本的な理念・考え方について

○ 以下に示した事項は、現行の奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画）における基本理念及び基本方針であるが、事業計画の策定にあたっては、現行の理念及び方針をベースとして検討を進めるものとする。

<次世代計画における基本理念>

「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」 — 子どもたちの笑顔が輝るまちづくり —

- ① 子どもの人権を尊重し、明日の奈良市を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら、自分で未来をひらく力を身につけられるまちづくりをめざします。
- ② 子どもたちがすこやかに育ち、その笑顔が輝き続けることができるように、安心して子どもを生み育て、子育てに喜びや希望を感じられる社会をめざします。

<次世代計画における基本方針>

① 子ども一人ひとりの最善の利益を優先する

子どもたちの笑顔は、親や家庭のみならず地域全体の未来を輝かすみんなの宝物です。そのために、子育て支援策は、子ども一人ひとりの最善の利益を尊重し、子どものすこやかな育ちと、その生活が保障されることを念頭に置きます。そのうえで、育児不安、児童虐待、不登校いじめなどの課題に対し、「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、子どもの成長に応じて、多様なニーズに対応した取り組みを展開することが必要です。

② 子どもとふれあう体験を通じて、おとなも豊かになれるまちをめざす

子どもがすこやかに育つためには、親や家族、地域の温かい愛情や支援が必要となります。中学生や高校生は、子どもとふれあう体験を通じて、子どもを生み育てることの喜びや感動を感じ、次代の親となるための段階に進みます。さらに、子育て期、中高年期には、各段階に応じて多様な生き方を選択することで、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担いながら、おとなの心も豊かにするまちづくりを進めます。

3. 奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題について

- 奈良市の次世代計画におけるこれまでの取組について総括するほか、子ども・子育てに関する現状や課題とすべき事項についても記載し、主要な課題を整理する。

＜奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づくこれまでの実績＞

- ・ 後期計画（平成22年度～26年度）における取組の概要について記載。
- ・ 課題だけをベースに評価するのではなく、達成した又は改善した事項についても焦点をあてる。

＜奈良市の子ども・子育て家庭と取り巻く状況＞

→ 上記の次世代計画における取組の評価に加えて、ニーズ調査における分析結果等を勘案して、以下の項目（例）のようなイメージで主要課題を整理するとともに、基本目標・基本施策につなげる。

【項目（例）のイメージ】

- ・ 少子化、核家族化等の社会環境
- ・ 妊娠、出産期からの切れ目ない支援
- ・ 地域での親子の居場所づくり、相談場所の充実
- ・ 支援を必要とする子ども及び家庭への支援の充実
- ・ 教育・保育環境の充実

（検討いただきたいポイント）

- ・ 「2. 事業計画の基本的な理念・考え方について」と併せて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）を勘案し、過不足等はないか。

4. 奈良市子ども・子育て支援のこれからの取組について

○ 基本理念・方針や、子ども・子育てに関する現状や課題を受けて、今後5年間の奈良市の取組について、目標と施策の方向性を示す。

現行の次世代計画における基本目標・基本施策

1. 子どもを安心して楽しく育てられるまち
 - (1) 仕事と子育ての両立支援の充実
 - (2) 子育てに関する相談及び経済的支援の充実
 - (3) 様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実
2. 子どもがいいききと心豊かに育つまち
 - (1) 豊かな心、未来をひらく力を育む保育・教育の創造
 - (2) 遊びや多様な活動への支援
3. 地域で子どもや子育てを支援するまち
 - (1) 地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進
 - (2) 地域の子育て支援機能の強化
4. 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち
 - (1) 健康づくり、母子保健、医療施策の充実
 - (2) 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進



事業計画における基本目標・基本施策（たたき台）

1. 子どもを安心して生み、育てられるまち
 - (1) 母子保健・医療施策の充実
 - (2) 地域における子育て支援の充実
 - (3) 様々な状況にある子育て家庭への支援の充実
2. 子どもがいいききと心豊かに育つまち
 - (1) 未就学期の教育・保育の充実
 - (2) 学齢期の学習・体験活動の充実
 - (3) 障がいのある子どもの発達と成長の支援の充実
3. 子ども・子育て家庭が安全・安心に暮らせるまち
 - (1) 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

（検討いただきたいポイント）

- 基本目標及び基本施策の骨組を踏襲しつつ、必須記載事項又は任意記載事項等の新制度における取組が見える形で、組合せを変更してはどうか。
- 妊娠、出産期から切れ目のない支援というキーワードに対して、前項の（案）のように「１．子どもを安心して生み、育てられるまち」というフレームに組替えてみてはどうか。
- 新制度における幼稚園、保育所については、単に子育て支援の事業として、あるいは「量」を満たすだけでなく、認定こども園の普及と併せて「質」についても求められていることから、施設型給付に關係するものは「２．子どもがいいきと心豊かに育つまち」として、小学校就学後の取組と併せて組替えてみてはどうか。
- 任意記載事項ではあるが、新制度における取組が見える形として、「ワーク・ライフ・バランス」を追加してはどうか。

（前回の部会でいただいたご意見）

- 奈良市の現行の次世代計画の施策の体系について、分解せずに国の基本指針等と新旧対照という形で比較してはどうか。用語の使い方は修正する必要があると思われるが継続性を考えて微調整でも可能ならば望ましい。制度変更により切れ目が出てしまわないように、突合をお願いしたい。
- 現行の施策の体系について、基本理念等は大きく変わらないと思われるが、新制度の新しい取組が見える形で追加・修正してはどうか。

5. 各提供区域における実施計画について

○ 新制度における給付対象施設となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに、平成27年度から5年間の「量の見込み」と、見込みに対応する「確保方策」を年度ごとに記載する。

・「提供区域」は、中学校区単位を基本とする。

→ 提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実情に応じて施設と事業との間で、あるいは事業種別ごとに異なる区域を組み合わせることも可能。

・「量の見込み」は、施設及び事業の現在の利用状況と今後の利用希望のほか、人口動態等の社会増減等を勘案して設定する。

→ 今後の利用希望については、ニーズ調査の結果や、国から示される集計方法等の「作業の手引き」に基づき推計。

→ 教育・保育施設については、1～3号までの認定区分別に設定（3号認定子どもについては、0歳と1～2歳に区分）。

→ 確認を受けない幼稚園についても、確保方策に含める。

→ 国においては、平成29年度末までに需給のギャップを解消することが目指されている。

（参考）「量の見込み」と「確保方策」の記載が必要となる事業について

①教育・保育施設等

→ 施設型給付： 認定こども園、幼稚園、認可保育所

→ 地域型保育給付： 家庭的保育事業、小規模保育事業等

②地域子ども・子育て支援事業

→ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ

（検討いただきたいポイント）

・ 詳細は、量の見込みを国の集計の手引きに基づいた算定を行ってからの検討となるが、地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、必ずしも一律の区域が当てはまるとは限らないため、需要分析の結果によっては、中学校区を柔軟に組み合わせる必要があるのではないかな。

(参考①) 実施計画の記載イメージ

〇〇区域		1年目			2年目		
		教育標準 時間認定 (1号)	3歳以上 保育認定 (2号)	3歳未満 保育認定 (3号)	教育標準 時間認定 (1号)	3歳以上 保育認定 (2号)	3歳未満 保育認定 (3号)
①量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の 内容	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育	0人	0人	20人	0人	0人	30人
② - ①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人

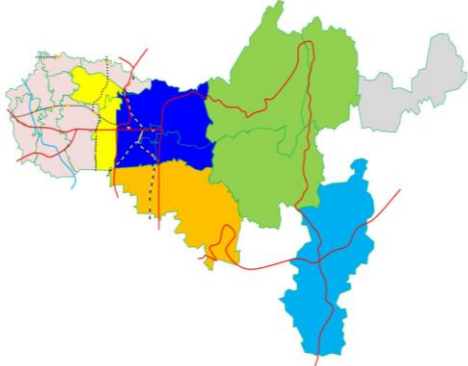
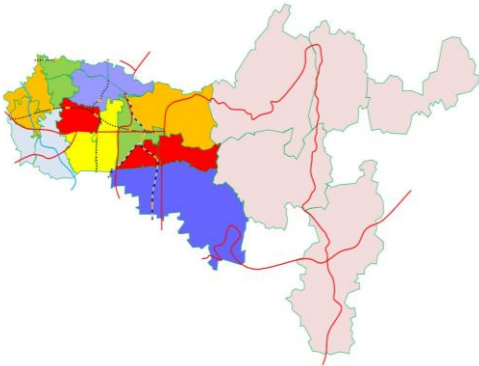
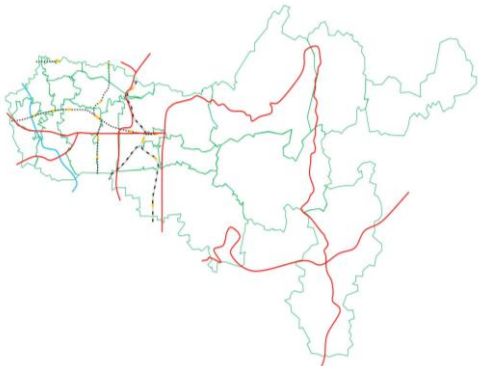
～

※地域子ども・子育て支援事業（〇〇区域）

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）
②確保の内容	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）
② - ①	0	0	0

～

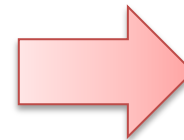
(参考②) 奈良市における既存の区域設定

	総合計画におけるゾーン	介護保険事業における日常生活圏域	中学校区
マップ			
区域数	7	11	22
未就学児童数	51 ~ 9,165	387 ~ 2,377	42 ~ 1,848
幼稚園数	0 ~ 28	2 ~ 6	0 ~ 6
認可保育所数	0 ~ 18	1 ~ 7	0 ~ 5



(事業計画における提供区域の考え方)

- 中学校区よりも区域を細かくすると、施設や事業が存在しない区域が増える。
- 市の総合計画や介護保険事業における日常生活圏域も中学校区を組み合わせたものとなっており、中学校区を基本単位で検討した方が、他の計画・方針との整合性が取りやすい。



「中学校区」を基本単位
として需要分析を行う

6. 計画の推進体制について

○ 子ども・子育て会議の役割の一つである、事業計画策定後のPDCAサイクルの確保について記載する。

- ・ 「市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」については、任意記載事項となっているが、子ども・子育てを取り巻く状況は年々変化していくことから、奈良市子ども・子育て会議において毎年度、点検及び評価を行う旨を明示する。
- ・ 評価について、基本指針（案）では、「個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。（中略）取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。」と記載されている。
- ・ 事業計画の見直しについては、基本指針（案）では、1～3号の認定子どもの状況が、量の見込みと大きく乖離する場合には見直しが必要となるため、必要がある場合は、中間年を目安として見直しを行うこととされている（教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する需給関係）。

（検討いただきたいポイント）

- ・ 計画の点検及び評価に当たっては、提供区域ごとに実施してはどうか（課題だけではなく、良い評価も公表。評価手法や評価時期については、別途要検討）。
- ・ 事業計画における「量の見込み」と「確保方策」の内容について、必要がある場合は中間年を目安として見直す旨を明示してはどうか。
- ・ 事業計画の費用対効果については、基本指針（案）において「地方版子ども・子育て会議においては、（中略）費用の使途実績等について点検、評価し」とあるが、「確保方策」の内容の手法は様々であり、金額の大小が直接評価につながるかどうかは不透明であることから、今後の国の会議の状況等を勘案しつつも、明記しない方向で検討してはどうか。

(前回の部会でいただいたご意見)

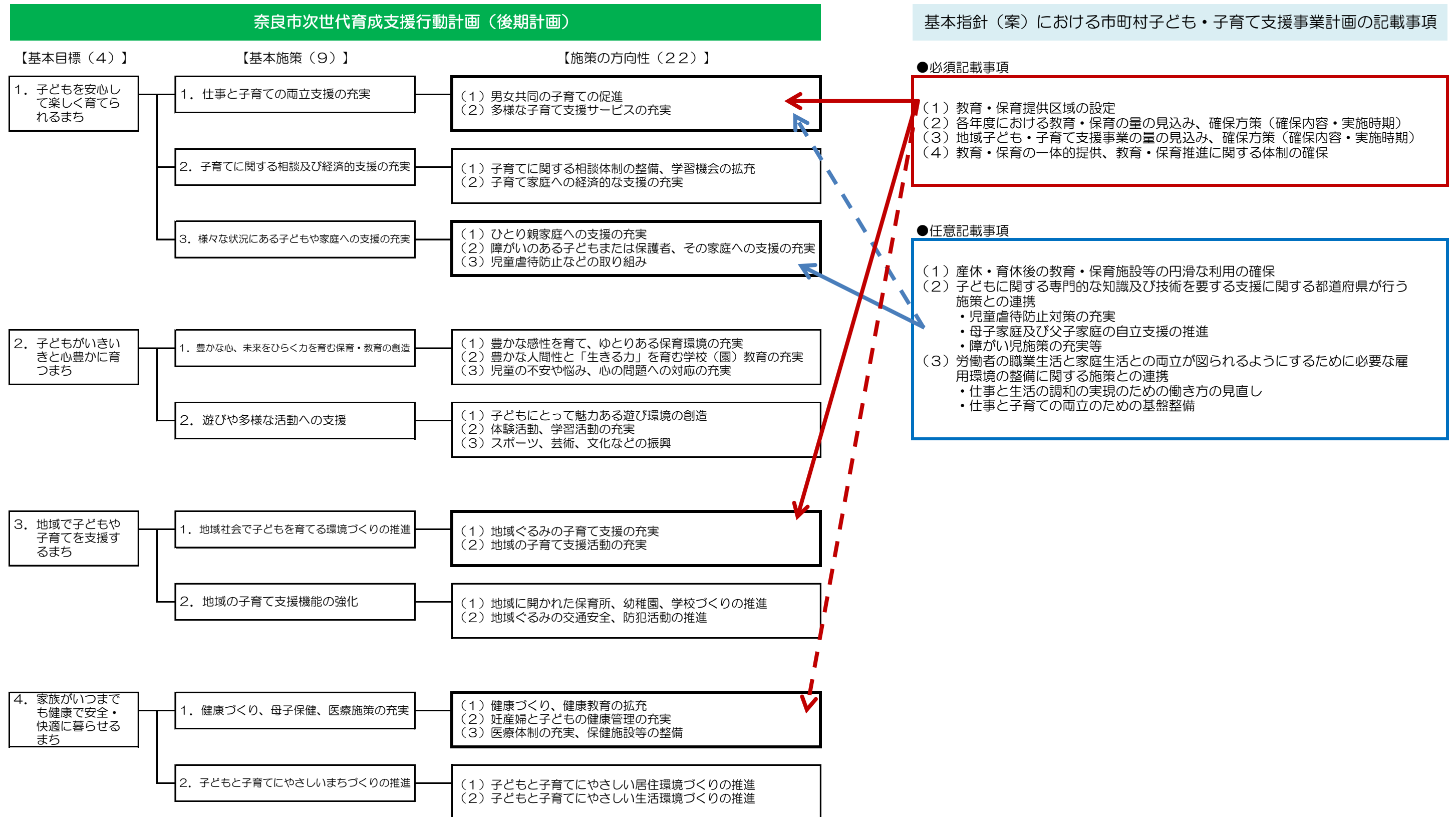
- ニーズや需給の関係は区域ごとに異なるので、計画や評価も区域ごとに示したほうがよいのではないか。区域ごとに進める施策に違いが出るところが難しさではあるが、それこそが子育て家庭のニーズに即した支援になると思う。
- 計画の評価も区域ごとで行うということは、従来は数値目標をクリアすればよかったので画期的ではあるが、例えば区域内に1か所しかない区域のほうが満足度が高く、3か所ものがあっても満足度が低いということも有り得るので、具体的なイメージを持つべきではないか。
- 数値目標だけでは、数を増やしてどうなったという部分までは見えにくいので、「これだけ効果がある、満足度が上がる」ということまでアプローチできたほうが、市民にとっていいのではないか。
- 計画策定後、実績と乖離がある場合に、3年目に見直すという提案だが、子ども・子育て会議で毎年状況を把握することになるという点や、完成年度になってくると修正しにくいという点から、まずは2年目の時点で暫定的に大き目の評価を行い、そのままでいいかということを見るという考え方もあるのではないか。
- 事業計画の費用対効果について、将来的な予算額の予測は大変難しいが、何らかの形で財政的観点からの指標も掲載できればと思う。

奈良市次世代育成支援行動計画（後期）と国の基本指針（案）との比較について

目 次

1. 奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画）の体系と国が示す基本指針（案）との関係について . . . 1
2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について . . . 2
3. 市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について . . . 9
4. 市町村子ども・子育て支援事業計画と直接対応しないと想定される次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について . . . 12

1. 奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画）の体系と国が示す基本指針（案）との関係について



2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
（２）教育・保育の量の見込み、確保方策（確保内容・実施時期）	事業名 （番号は目標・施策・方向性）	事業内容
ニーズ調査の結果を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込みと、見込みに対応する提供体制を記載する。記載に当たっては、年度ごと・１号～３号までの認定区分ごとに記載する。	１－１－（２） 通常保育事業	保育所において、保護者の労働又は疾病などにより、保育に欠ける乳児又は幼児を預かり、保育します。
	１－１－（２） 休日保育事業	保育所において、日曜・祝日などに保護者の勤務などで保育に欠ける乳児又は幼児がいる場合に、その児童を預かり、保育します。
	１－１－（２） 夜間保育事業	保育所において、夜間、保護者の就労などで保育に欠ける乳児又は幼児がいる場合に、その児童を預かり、保育します。
	１－１－（２） 駅前保育所の設置	待機児童解消に向けて、駅前保育所を設置します。
	１－１－（２） 幼稚園における預かり事業	幼稚園での通常の教育時間外に、希望する園児を対象に、預かり保育を実施しています。
	（関連事業）	
	１－１－（２） 保育所のサービス評価の実施	保育所において、保護者の労働又は疾病などにより、保育に欠ける乳児又は幼児を預かり、保育します。
	１－１－（２） 園庭開放	保育所において、在園児以外（０歳児から３歳児）の親子を対象に遊び方を教えたり、保育園児との交流を行ったりします。子育てについての相談に応じます。
	１－１－（２） 地域に開かれた幼稚園づくりの推進	地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎の開放や未就園児の親子登園を実施しています。
	１－２－（１） 子育て相談	保育所への電話や来園により、子育ての悩みや育児相談を行います。
	１－２－（１） 幼稚園の子育て相談機能の充実	子育ての悩みや相談を、現職教員や教職経験者などが、在園児保護者や在園児以外の保護者（未就園児親子登園者）を対象に行います。
	２－１－（１） 保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図るため、保育所で「食育カリキュラム」を作り、実施します。
	２－１－（２） 私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上と園児にかかる経済的負担の軽減を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。
	２－２－（１） 保育所地域活動の推進	開かれた保育所として、地域の子どもや高齢者等様々な人との交流を推進するとともに、地域の子育ての核として子育て支援の充実を図ります。また、幼稚園、小学校と連携を図り子育て機能の推進を図ります。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
（３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 （確保内容・実施時期）	事業名 （番号は目標・施策・方向性）	事業内容
ニーズ調査の結果を踏まえ、提供区域ごとに、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、見込みに対応する提供体制を記載する。記載に当たっては、事業の種類ごと・年度ごとに記載する。	①利用者支援事業	
	（掲載事業なし）	
	（関連事業）	
	４－１－（２） 子育て情報の提供	市民の子育てを支援するために、妊娠期からの健康づくりに関する各課の情報を、母子健康手帳交付時に冊子等を配布します。
	４－２－（２） ならし子育て情報ナビの作成・配布	乳幼児とその親が利用できる公共施設や子育て支援情報を掲載した「ならし子育て情報ナビ」を作成し、子育て家庭等に配布するほか、ホームページにも掲載します。
	②地域子育て支援拠点事業	
	１－２－（１） 地域子育て支援拠点事業	主として乳幼児（０～３歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。
	１－２－（１） 子育てスポット事業	公共施設の空きスペースを利用して、月１～２回、主として乳幼児（０～３歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。
	（関連事業）	
	１－１－（２） 子育てサークル交流の実施	子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援するため、サークル同士のネットワーク作りや情報の交換、親育ちのための学習会を行います。
	１－１－（２） 公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。
	１－２－（１） キッズ・スペース	就学前までの子どもとその保護者を対象に、子育て中の親同士の交流や情報交換を行う場所を提供します。
	２－１－（２） 児童館事業の充実	身近な子育て支援の拠点として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 (確保内容・実施時期)	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
	3-1-(1) 子育てサークル補助金	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することで、主として未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図り、育児の孤立化を防止することを通して、子育て支援を行います。
	3-1-(1) 子育て支援アドバイザー事業	地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。
	③妊婦健診	
	(掲載事業なし)	
	(関連事業)	
	4-1-(1) 地域における健康教育および支援	子育て中の保護者を孤立化させないため、地域での育児サークル等で、未就園の児童の保護者を対象に、健診の大切さ・子どもの発達について、育児の相談先の紹介等の健康教育を実施します。
	4-1-(1) 地域における幼児期からの歯の健康教育	保育所や地域の子育てサークルなどで、幼児と保護者を対象に幼児期に必要な歯の知識と正しい歯磨きの方法等について健康教育を実施します。
	4-1-(1) 5か月児離乳食教室（ばくばく教室）	生後5か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。
	4-1-(1) 10か月児むし歯予防・育児教室（きらきら教室）	生後10か月児を持つ保護者にむし歯予防の知識と歯の手入れの実習、10か月～1歳前半の子どものこころとからだの発達、遊びや事故予防・生活リズムの大切さについての知識提供を行います。集まる場の設定により、養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。
	4-1-(1) 乳幼児の生活リズム事業	乳幼児の生活リズム確立のために、幼児健診、教室等で食事・睡眠・遊びについての知識の啓発を行います。
	4-1-(1) 食育の啓発および健康教育	食育に関する一般啓発や、妊娠届出・幼児健診を通じた妊婦や子育て世代への情報提供、地域のサークル等での健康教育を行います。
	4-1-(2) 4か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
	4-1-(2) 1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科検診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障がい・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 (確保内容・実施時期)	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
	4-1-(2) 3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科検診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障がいや疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障がい等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
	4-1-(2) 健診後の育児教室（きしゃぼっぽ教室）	1歳7か月児および3歳6か月児健康診査後の事後指導の場として、遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減および子どもの発達の理解・受容につなげるために実施します。
	4-1-(2) 乳幼児の事故を防ぐための啓発事業	誤飲・窒息・やけど・溺水・転落など乳幼児の発達行動に伴って生じる事故を防止するため、パンフレットなどを健康教室等で配布し啓発を行います。
	4-1-(2) 妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。
	4-1-(2) 乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。
	4-1-(2) 妊婦に対する教育相談	初妊婦とその家族に対して妊娠・出産・育児、歯の健康・栄養についての必要な知識や技術を提供する。また、産後うつ予防に関する啓発を充実し、家族皆で子育てに取り組むためのきっかけづくりとなるよう教室を開催します。また、妊娠届出時や教室開催時等において、母体や胎児の健康管理の充実に向けての相談・保健指導等、適切な支援を行います。
	4-1-(2) 妊産婦・乳幼児健康相談事業	保健師・助産師を身近におき（西部出張所・新保健所）、乳児の成長や母乳育児などについての相談が気軽にできる体制を整えます。また各公民館を巡回し安心して子育てできる環境をつくります。
	4-1-(3) フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、乳歯がはえそろう2歳8か月児の希望者に実施します。歯科検診と歯みがき指導も併せて実施します。
	4-1-(3) 特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。（単年度あたり限度額15万円、5か年）
	4-1-(3) 休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の整備充実	妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消をめざし、救急医療体制の整備充実を図ります。
	4-1-(3) 2歳児歯科教室（歯っぴい教室）	2歳児とその保護者を対象に歯科医師の講義、歯科衛生士、保健師からむし歯予防と生活リズムについての知識や技術についての教室を実施します。
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	4-1-(2) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 (確保内容・実施時期)	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
	(関連事業)	
	4-1-(2) 妊産婦、新生児、未熟児訪問	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。また、未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。
	4-1-(3) 家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。
	⑤養育支援訪問事業	
	1-3-(3) 養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行います。
	⑥子育て短期支援事業	
	1-1-(2) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業：緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を1週間を限度として預かり、養育・保護を行います。 トワイライト事業：仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から午後10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	
	1-1-(2) ファミリー・サポート・センター事業	「残業で保育所に子どもを迎えにいけない。」「美容院、買物、病院通いなどの間、子どもを預かってほしい。」など、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員登録し、会員相互の有償での援助活動の連絡調整を行い支援します。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 (確保内容・実施時期)	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
	⑧一時預かり事業	
	1－1－(2) 一時預かり事業	専業主婦等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い育児が断続的に困難となる場合に、一時的に児童を預かり、保育します。
	⑨延長保育事業	
	1－1－(2) 延長保育事業	公立保育所においても、11時間の保育所開所時間を超えて、1時間の延長保育を実施し、民間保育所においても更なる延長保育の実施を目指します。
	⑩病児・病後児保育事業	
	1－1－(2) 病児・病後児保育事業	保育所に通っている児童が病氣中であっても、症状の急変が認められない場合は、専用スペースで一時的に保育する病児保育を新たに実施することにより、病児・病後児保育の充実を図ります。
	⑪放課後児童クラブ	
	1－1－(2) 放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、バンビーホーム内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
	(関連事業)	
	2－1－(2) 放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（必須記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 (確保内容・実施時期)	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(掲載事業なし)	
	⑬多様な主体の参入促進事業	
	(掲載事業なし)	
(4) 教育・保育の一体的提供、教育・保育推進に関する体制の確保	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
以下の事項について定めることとされている。 ・認定こども園の普及に係る考え方（目標設置数、設置時期を含む） ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等 ・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策 ・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策 ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	1－1－(2) 認定こども園制度の導入	多様化する保育ニーズへ対応するため、認定こども園制度を導入し、保護者負担の軽減と子どもの健全育成に努めるとともに、子育て相談に応じるなど地域の子育て支援の拠点とします。 <保育所型> 保育所において保護者の就労の有無に関わらず、施設の利用が可能となります。 <幼稚園型> 幼稚園において、預かり保育及び3歳児保育や専任教員による未就園児保育を実施します。
	2－1－(1) 保育所職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な保育ニーズおよび子育て支援等のサービスに対応するため、保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
（１）産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	事業名 （番号は目標・施策・方向性）	事業内容
保護者が、産休・育休明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的に教育・保育施設又は地域型保育事業の整備を行う。	（掲載事業なし）	
（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	事業名 （番号は目標・施策・方向性）	事業内容
都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載する。 （１）児童虐待防止対策の充実 - 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化 - 発生予防、早期発見、早期対応等 - 社会的養護施策との連携 （２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 （３）障がい児施策の充実等	①児童虐待防止対策の充実	
	1－3－（３） 被虐待児童対策地域協議会の設置・活用	児童虐待の予防・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察署などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。
	②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	
	1－2－（１） 母子家庭等に対する相談体制の充実	母子家庭・寡婦に対し、生活や家庭、子どもの養育または母子寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
	1－3－（１） 母子家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
	1－3－（１） 母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定	母子家庭の母と寡婦の生活の安定と向上のため、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの方策を総合的かつ計画的に推進するため、促進計画を策定します。
	1－3－（１） 母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母と寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。
	1－3－（１） 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、教育訓練を受講することが適職に就くため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
	1－3－（１） 母子家庭高等技能訓練促進事業	母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等技能訓練促進費等を交付することにより、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した就業環境を提供し、資格取得を容易にします。
	1－3－（１） 公共賃貸住宅における母子世帯の優先入居制度の活用	平成１７年度当初に入居する第９号市営住宅の建替事業（２期）の中で母子家庭向住宅を２戸建設し、公募するとともに、市営住宅の空き家募集において母子家庭に対する優先入居制度を実施します。

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
	③障がい児施策の充実等	
	1－3－(2) 発達相談、すくすく相談	幼児健康診査後の精神発達面の状態を個別の検査を用いて確認します。(発達相談) 育児や発達に関する相談に応じ育児不安を軽減します。また、適切な子育て情報を発信します。(すくすく相談)
	1－3－(2) 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進	放課後に就労等で保育のできない世帯の小学生を対象に、バンビーホームを開設しており、障がいの程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障がい児の受入れを推進します。
	1－3－(2) 短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
	1－3－(2) 児童デイサービス	障がい児を知的障害児施設、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
	1－3－(2) 居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
	1－3－(2) 行動援護	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。
	1－3－(2) 奈良市歯科診療	みどりの家歯診療所（総合福祉センター内）において、障がい児の歯科検診及び治療を行います。
	1－3－(2) 日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで必要な時間だけ施設を利用することができます。
	1－3－(2) 移動支援	障がい児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限りします。
	1－3－(2) みどり園	総合福祉センターみどり園において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。
	1－3－(2) 相談支援事業	障がい児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。
	1－3－(2) 親子体操教室	奈良市総合福祉センター体育館において、障がい児と保護者が一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
	1－3－(2) (仮)療育センター検討庁内連絡会の開催	発達障がいにおける保健・医療の充実及び子育ての負担軽減を図るため、早期発見、早期療育体制を確立し、障がいの発見時点から保育、就学、教育、就職にいたるまでのライフステージごとに対応できる療育ネットワークの構築が必要です。療育センターのあるべき姿について、保健・医療・教育等の関係各課による検討の場を設けます。
	1－3－(2) 長期療養児支援	障がい児が、適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）に対応する次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画（任意記載事項）	次世代育成支援行動計画（後期計画）	
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	事業名 (番号は目標・施策・方向性)	事業内容
各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込む。 (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し - 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発 - 仕事と生活の調和及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等 - 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等、社会的評価の促進 - 融資制度や優遇金利の設定等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組の支援 (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	1-1-(1) 男性の家庭参画セミナー	①両親子育て実践講座 ②夫婦クッキング講座 ③父子クッキング講座 ④男の生き方講座 ⑤男性のための実践家事講座
	1-1-(1) 仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めるセミナーや説明会の開催を支援します。

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画と直接対応しないと想定される次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

事業名		事業内容
基本目標1 子どもを安心して楽しく育てられるまち		
	1. 仕事と子育ての両立支援の充実	
	(1) 男女共同の子育ての促進	
	人権教育推進のための副教材の配布	学校における人権教育の推進を図るため、副教材として人権教育テキスト「なかま」を小・中・高校生に配布し、活用を図っています。
	女性の健康増進講座	家事、育児、仕事等により生じる女性の心身のストレスを解消し、健康増進を図るための講座を開催します。
	2. 子育てに関する相談および経済的支援の充実	
	(1) 子育てに関する相談体制の整備、学習機会の拡充	
	家庭教育講演会・講座の開催	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育の向上を図り、これからの家庭教育のあり方、親の役割について考えるため講演会を実施します。
	(2) 子育て家庭への経済的な支援の充実	
	乳幼児医療費助成制度の拡大	乳幼児に加え、医療費補助（通院・入院）の対象を中学生（15歳）まで拡大します。
	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。
	就園奨励費補助	家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園の保護者負担の格差の是正を図る。
基本目標2 子どもがいきいきと心豊かに育つまち		
	1. 豊かな心、未来をひらく力を育む保育・教育の創造	
	(2) 豊かな人間性と「生きる力」を育む学校（園）教育の充実	
	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	広く市民に対しエイズや性感染症への関心を高めるための啓発や、特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進していきます。また、感染不安のある全世代の市民に対し相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識付けとともにパートナーや家族に対しても波及効果を高めるための啓発を実施していきます。

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画と直接対応しないと想定される次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

事業名		事業内容
	中学生の乳幼児ふれあい体験の充実	結婚や子育てに関する肯定的感情を育てるため、中学生が幼稚園や保育園の乳幼児と触れ合う体験を通して、乳幼児の生活に関心を持ち、子どもや家庭の大切さを理解してもらいます。
	学校評議員の設置推進	学校運営を地域に開かれた特色あるものにするため、学校評議員を設置します。校長は評議員に意見を求めながら、自主的・自立的な学校運営を推進します。
	小学校での３０人学級導入	３０人学級の実施で、よりきめ細かい指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。
	教職員研修の推進	教育課題の解決、園児・児童・生徒指導の充実および多様な教育ニーズに対応するため、市立学校園に勤務する教職員の研修を実施し、資質と能力の向上を図ります。
	（３）児童の不安や悩み、心の問題への対応の充実	
	「すこやかテレフォン」の設置	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行っています。
	子ども居場所づくり事業の実施	放課後、土曜日、日曜日および長期休暇などの期間に、地域等で安全で安心して活動できる居場所をつくり、子どもたちに様々な社会体験・自然体験の機会を提供し、豊かな感受性や「生きる力」を身につけてもらうため、地域で様々な活動をしている各種団体に対し、助成します。
2. 遊びや多様な活動への支援		
	（３）スポーツ、芸術、文化などの振興	
	市民スポーツのつどい スポーツ体験フェスティバルの開催	「体育の日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。
基本目標３ 地域で子どもや子育てを支援するまち		
2. 地域の子育て支援機能の強化		
	（１）地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進	

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画と直接対応しないと想定される次世代育成支援行動計画（後期計画）掲載事業について

事業名		事業内容
	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進 （学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
	（２）地域ぐるみの交通安全、防犯活動の推進	
	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールを映画・ビデオ・人形劇でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。
基本目標４ 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち		
	1. 健康づくり、母子保健、医療施設の充実	
	（１）健康づくり、健康教育の拡充	
	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
	思春期保健対策（性）	１０代の望まない妊娠、性感染症予防のために、関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。
	中学校給食の実施	健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。
	2. 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進	
	（１）子どもと子育てにやさしい居住環境づくりの推進	
	公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用	市営住宅の３ＤＫ若しくは３ＬＤＫの空き家募集において、１８歳未満の児童が３人いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。
	（２）子どもと子育てにやさしい生活環境づくりの推進	
	授乳室の設置	母乳で育児をしている母親が、外出中にも授乳できる部屋を設置しています。
	街路灯の整備促進	妊産婦や子ども連れの保護者、子どもたちが安心して安全に外出、通学できるように街路灯の設置および改修を進めます。

市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等
のための手引き(国資料)

平成26年1月

◆◇ 目 次 ◇◆

<1> 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

<2> 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

II. 量の見込みの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

<3> 提供体制の確保の方策及びその実施時期

<4> その他

＜１＞ 基本的考え方

１．利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、５年を１期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２ 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

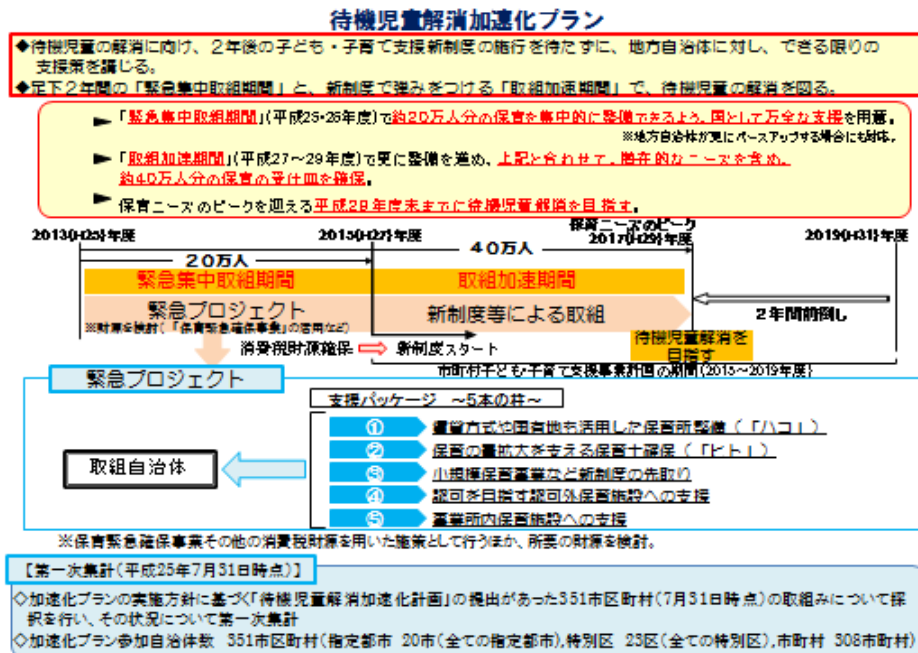
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

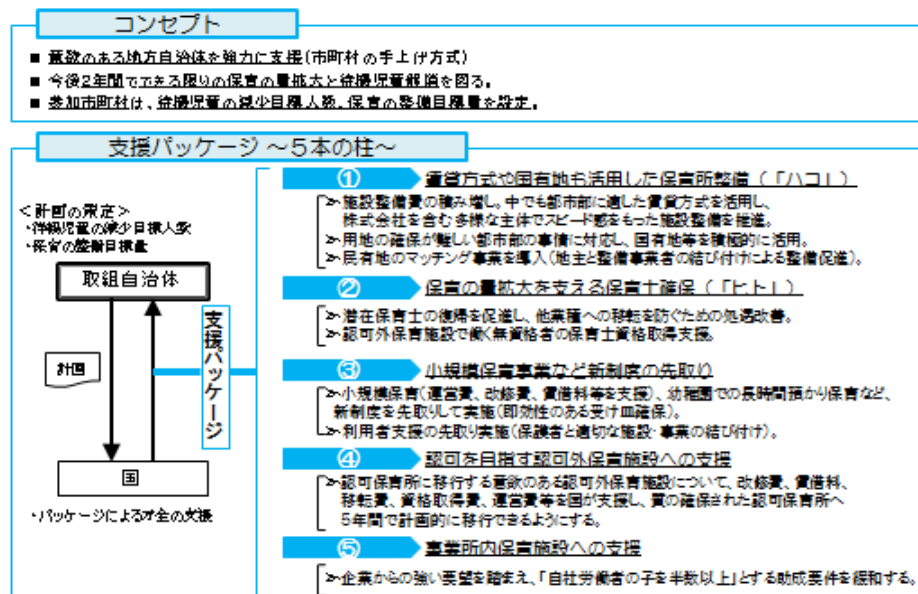
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 胎在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、胎在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(その他、所要の保育所運営費も確保)

〔注〕以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

- 〔施設整備費〕
- 〇保育所緊急整備事業
- 〔改修費・賃借料等〕
- 〇賃貸物件を活用した保育所整備事業
- 〇小規模保育施設整備事業(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇幼稚園併設保育改修事業
- 〇家庭訪問型保育改修事業
- 〔土地等の確保〕
- 〇民有地マッチング事業
- 〇国有地、公有地の活用

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

- 〔保育士確保施策〕
- 〇保育士養成施設新規卒業生の確保
- 〇保育士の転居継続支援
- 〇滞在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- 〇再就職研修の実施
- 〇職農用宿舍借り上げ支援
- 〔保育士の資格取得と継続雇用の支援〕
- 〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 〇保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
- 〔保育士の処遇改善〕
- 〇保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

- 〔小規模保育運営支援事業〕
- 〇小規模保育事業(利用定員8人以上18人以下の施設)への運営費支援(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 〔長時間預かり保育支援事業〕
- 〇幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 〔利用者支援〕
- 〇利用者支援の強化に向けた専任職員配置(※)

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 〔整備費支援〕
- 〇改修費、賃借料等(10月18日付要綱改正で対応)
- 〔運営費支援〕
- 〇一定規模の基準を満たした施設への運営費支援
- 〔移行費支援〕
- 〇認可化移行可能性調査費
- 〇移転費用、施設費用等(10月18日付要綱改正で対応)
- 〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援(得権)

5. 事業所内保育施設への支援

- 〇施設要件を緩和(※)(平成26年度予算概算要求中)

保育の量的拡大と質の確保

〔注1〕「B. 事業所内保育施設への支援」は労働環境改善費、その他の事業は安心こども基金により実施。

〔注2〕※は対象を緩和(保育従事者確保事業の活用など)。(次要設備も得権)

3

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一) で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一) により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

＜２＞量の見込みの算出

Ⅰ．全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表１ 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5 歳 0～5 歳
9	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、 4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡）の別紙 4 「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

1. 家庭類型の分類

（１）概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類の、タイプ A からタイプ F の 8 種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0 歳～就学前、0 歳、1・2 歳、3 歳～就学前の 4 パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部 ¹⁾)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム

¹ タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法については、p.12 参照。

	(就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C' (フルタイム×パートタイム〔月 下限時間未満、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D (専業主婦(夫) 家庭)、タイプ E' (パートタイム×パートタイム〔いずれかが月 下限時間未満、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F (無業×無業) は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A (ひとり親家庭)、タイプ B (フルタイム×フルタイム)、タイプ C (フルタイム×パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E (パートタイム×パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部)) は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類される。

図表 3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプ C' : フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D : 専業主婦 (夫) ・タイプ E' : パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F : 無業×無業	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプ A : ひとり親家庭 ・タイプ B : フルタイム×フルタイム ・タイプ C : フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E : パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部)	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
↓ ※ただし現在幼稚園利用	→ 2 保育認定① (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問 4 (調査票の回答者) で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問 4 で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問 5 (配偶関係) で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

図表 4 家庭類型算出のための必要となるデータ

項目	設問番号
父母の有無	問 4、問 5 ※問 4 で「3.その他」と回答→集計対象から除く。 ※問 4 で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問 5 で「2.配偶者はいない」と回答→「ひとり親家庭」となる。
母親の就労状況	問 12 (1)、(1) - 1
父親の就労状況	問 12 (2)、(2) - 1
母親の就労意向	問 13 (1) (パートタイムからフルタイムへの意向) 問 14 (1) (無業から就労への意向)
子どもの年齢	問 2 ※調査又は抽出時点における年齢とする。

注) 上記対象設問の何れかが無回答のサンプルは、集計対象から除く。(ひとり親家庭で問 12(1)、(2)のいずれかが無回答であるものを除く。)

（２）現在の家庭類型の算出方法

現在の家庭類型の算出方法には、ステップ１からステップ３までの段階がある。

＜ステップ１＞ タイプＡ（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。

- ① 問４（調査票の回答者）で「3.その他」と回答している場合
→ 当該サンプルを集計対象から除く。
- ② 問４で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問５（配偶関係）で「2. 配偶者はいない」と回答している場合
→ 「タイプＡ：ひとり親家庭」と設定する。

（参考：関連設問）

問４ この調査票に回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. 母親	2. 父親	3. その他（	）
-------	-------	---------	---

問５ この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない
-----------	------------

＜ステップ2＞ タイプBからタイプFの算出

- ① 算出対象サンプルから「タイプA：ひとり親家庭」に設定されたサンプルを除く。
- ② 問12(1)(母親の就労状況)、問12(2)(父親の就労状況)について、選択1と2、選択肢3と4、選択肢5と6は、それぞれ足し合わせ、ひとつのカテゴリーとする。
- ③ 上記の選択肢3と4(パート・アルバイト等で就労)のカテゴリーについて、(1)－1、(2)－1(週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間)を月単位に変換(※)して分類する。

※1週当たり α 日 $\times$ 1日当たり β 時間 $\times$ 4週間

- ④ ③を反映させた問12(1)と問12(2)をクロス集計する。

(参考：関連設問)

問12(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である5. 以前は就労していたが、現在は就労していない6. これまで就労したことがない |
|---|

問12(1)－1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週あたり□日	1日当たり□□時間
---------	-----------

※問12(2)、問12(2)－1は、父親の就労状況に関する設問。選択肢は問12(1)、問12(1)－1と同じのため省略。

クロス集計の結果、3 歳から 5 歳のタイプ B からタイプ F の設定は以下のとおりとなる。

タイプ C、タイプ E については、父親、母親の何れか、または父親と母親両方の月単位の就労時間が「下限時間以上 120 時間未満」で、かつ以下の基準に該当する場合、タイプ C'、タイプ E' と設定される。

【タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法（3～5 歳）】

- ① 問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプ C'（タイプ C から除く）、またはタイプ E'（タイプ E から除く）
- ② ①以外
→タイプ C、タイプ E のまま

図表 5 クロス集計によるタイプ B からタイプ F の設定（3～5 歳）

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

0～2 歳児についても同様のマトリックスを作成し、「下限時間以上 120 時間未満」の区分については、以下の方法で分けすることを原則とする。ただし、「パートタイム」の区分について、「下限時間以上」「下限時間未満」の 2 区分とし、「下限時間以上」を同様に以下の方法で区分することも考えられる。

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
12. その他（ ）

＜ステップ3＞ 年齢区分別の集計

集計したタイプAからタイプFの家庭類型構成比に、問2（子どもの生年月）から算出した年齢データ（3区分したもの：0歳、1・2歳、3歳以上）をクロス集計する。

図表6 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE:パート×パート	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプF:無業×無業	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	

注) 年齢区分別構成比は、各年齢ごとに合計が100%となる。

（３）潜在的な家庭類型の算出方法

潜在的な家庭類型の算出方法には、ステップ 1 からステップ 10 までの段階がある。

なお、子どものいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことに鑑み、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に着目した潜在的な家庭類型の算出方法のみ記載するが、市町村の判断で、同様に父親の就労状況の変化も見込むことも考えられる。

＜ステップ 1＞ 潜在タイプ A（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。現在の家庭類型と同じ。

＜ステップ 2＞ 潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプ B（以下「潜在タイプ B」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプ B（以下「現在タイプ B」という。）に、

- ①母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプ C、タイプ C'からの転換）、
- ②母親の無業からフルタイムへの意向（タイプ D からの転換）を加える必要がある。

なお、ステップ 2 以降の作業については、構成比ではなく実数で考えることとする。

①母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ C とタイプ C'のうち、「父親がフルタイム」の場合

→問 13 (1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者

→タイプ B に加え、タイプ C、タイプ C'からは除く。

図表 7 パートタイムからフルタイムへの以降
(タイプC、タイプC' からタイプB への転換)

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

(参考：関連設問)

問13 問12の(1)または(2)で「3. 4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

②母親の無業からフルタイムへの意向

・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択

→タイプBに加え、タイプDからは除く。

図表 8 無業からフルタイムへの意向（タイプ D からタイプ B への転換）

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'		
	下限時間未満	タイプC'				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

(参考：関連設問)

問14 問12の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
 2. 1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態 ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
 イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
- 1週当たり□日、1日あたり□□時間

③潜在タイプBの算出

- ・現在タイプ B と①と②の移動分を足し合わせる。

＜ステップ3＞ 潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC（以下「潜在タイプC」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC（以下「現在タイプC」という。）に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプEからの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上

→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプCに加え、タイプDからは除く。

※「月単位の就労時間」については、問14（1）の「1週当たり α 日×1日当たり β 時間×4週間で計算する。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ C に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15－1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15－1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

図表 9 無業からフルタイムへの意向（タイプ D からタイプ C への転換）

父 親		母 親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ E のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E から除く。
- ・タイプ E' のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E' から除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプ D のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプ C に加え、タイプ D から除く

図表 10 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプ D、E、E' からタイプ C への転換)

母親		父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

④潜在タイプ C の算出

- ・現在タイプ C からタイプ B への移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

＜ステップ4＞ 潜在タイプC'（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC'（以下「潜在タイプC'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC'（以下「現在タイプC'」という。）に加え、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプE'からの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加えるがある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプC'に加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプC'に加える者に該当する。

【3～5歳】

- ① 問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

→タイプC'に加え、タイプDからは除く

- ② ①以外

【0～2歳】

- ① 問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢3から9）を選択した者、及び

問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢3から10）を選択した者

- ② ①以外

→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 11 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプC'への転換）

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプE'のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプC'に加え、タイプE'からは除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 12 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプE'、DからタイプCへの転換)

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

④潜在タイプC'の算出

- ・現在タイプC'からタイプBへの移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

<ステップ5> 潜在タイプE（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE（以下「潜在タイプE」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE（以下「現在タイプE」という。）に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
 - 問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上
 - そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）
 - タイプEに加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ E に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

②潜在タイプ E の算出

- ・ 現在タイプ E からタイプ C への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 13 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプEへの転換）

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

<ステップ6> 潜在タイプE'（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE'（以下「潜在タイプE'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE'（以下「現在タイプE'」という。）に、

①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出したC'への移動分を除く必要がある。

① 母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合

→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合

→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」下限時間

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプE'に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプ E' に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
- ② ①以外
→タイプ E' に加え、タイプ D からは除く

②潜在タイプ E' の算出

- ・現在タイプ E' からタイプ C、タイプ C' への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 14 無業からパートタイムへの意向（タイプ D からタイプ E' への転換）

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

＜ステップ7＞ 潜在タイプD（専業主婦（夫））の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプD（以下「潜在タイプD」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプD（以下「現在タイプD」という。）に、

①母親の無業からパートタイム・フルタイムへの意向（タイプFからの転換）を加える必要がある。（潜在タイプD-1）

この場合、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出した潜在タイプC'への移動分、ステップ5で算出した潜在タイプEへの移動分、ステップ6で算出した潜在タイプE'への移動分を除く必要がある。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプC、C'、E、E'からの転換）については、市町村の判断で、タイプDに加え（潜在タイプD-2）、タイプC、C'、E、E'から除くことも可能である。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプF（無業×無業）の場合、
 - 問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択
 - タイプDに加え、タイプFからは除く。

②潜在タイプD-1の算出

- ・現在タイプDから、タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

③母親のパートから無職への意向（潜在タイプD-2）の算出

- ・タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'のうち、「父親がフルタイムまたはパートタイム」の場合
 - 問13（1）で母親が「4. パート・アルバイト等（フルタイム以外）をやめて子育てや家事に専念したい」を選択
 - タイプDに加え、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'からは除く。

図表 15 無業からパート・フルタイムへの意向（タイプ F からタイプ D への転換）等

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

<ステップ8> 潜在タイプF（無業×無業）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプ F（以下「潜在タイプ F」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプ F（以下「現在タイプ F」という。）から、他のタイプへの移動分を除いたものである。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプ D からの転換）については、市町村の判断で、タイプ F に加え、タイプ D からは除くことも可能である。

① 現在タイプ F から、他のタイプへの移動分を除く。

② 母親のパートタイプから無職への意向を加える。

タイプ D のうち、「父親が無職」の場合

→問 13 (1) で母親が「4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて

子育てや家事に専念したい」を選択

→タイプ F に加え、タイプ D からは除く。

<ステップ9> 年齢区分別のクロス集計

タイプ A から F のデータに、問 2 から算出した年齢区分のデータをクロス集計する。

<ステップ10> 構成比の算出

タイプ A から F 及びその年齢区分別データの構成比を算出する。

図表 16 家庭類型集計結果の入力シート

I. 家庭類型集計結果

シートA

■0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■0歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■1・2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■3歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

図表 17 家庭類型と関連する事業の分類（再掲）

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプ C'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満＋月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D：専業主婦（夫） ・タイプ E'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満＋月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F：無業×無業	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦家庭、就労時間短家庭＞
・タイプ A：ひとり親家庭 ・タイプ B：フルタイム×フルタイム ・タイプ C：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部)	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所＋地域型保育)
↓ ※ただし現在幼稚園利用	→ 2 保育認定①（幼稚園） (共働き家庭幼稚園利用のみ)

1) 対象となる潜在家庭類型

2) 対象年齢

3) 利用意向率

(参考：関連設問)

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. その他の認可外の保育施設
0. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
- 1 ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
2. その他（ ）

図表 18 利用意向率集計結果の入力シート（1号認定）

■3歳～就学前家庭のみ

①1号認定（認定こども園及び幼稚園）

		現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプD	専業主婦(夫)	(任意)	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプF	無業×無業	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成 15 年 8 月「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」（平成 25 年 3 月）も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 19 量の見込みの算出プロセス（1号認定）

■3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

<ニーズ量の算出>

①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

(2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

3 歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 15-1 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

（参考：関連設問）

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 利用している 2. 利用していない

問 15-1 問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
6. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
7. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
10. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
11. その他（ ）

図表 20 利用意向率集計結果の入力シート

(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

②2号認定

(1) 幼稚園の利用希望が強いと想定

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

図表 21 量の見込みの算出プロセス

(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

■3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

<ニーズ量の算出>

②<2号認定>(幼稚園)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

(3) 2号認定（認定こども園及び保育所）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」から「10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）から、「2 号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合を算出する。

図表 22 利用意向率集計結果の入カシート（2号認定：認定こども園及び保育所）

②2号認定

(2) 認定こども園及び保育所

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 23 量の見込みの算出プロセス（2号認定：認定こども園及び保育所）

■3歳～就学前家庭のみ

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

＜ニーズ量の算出＞

③＜2号認定＞（認定こども園及び保育所）

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

なお、（１）１号認定（認定こども園及び幼稚園）、（２）２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）及び（３）２号認定（認定こども園及び保育所）の数は、現在幼稚園又は認可保育所（※）を利用している自市町村に居住する３～５歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

（４）３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

１）対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム〔月120時間以上+月下限時間～120時間の一部〕）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム〔双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部〕）を対象として算出する。

２）対象年齢

０歳、１・２歳の区分で算出する。

３）利用意向率

上記１）２）の対象者について、問16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問16で「3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」から「10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

図表 24 利用意向率集計結果の入力シート
(3号認定：認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■0歳家庭のみ

①<3号認定>(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	(任意)	

■1・2歳家庭のみ

①<3号認定>(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	(任意)	

なお、(4) 3号認定(認定こども園及び保育所＋地域型保育)の数は、現在認可保育所(※)を利用している自市町村に居住する0－2歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

図表 25 量の見込みの算出プロセス
(3号認定：認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■0歳家庭のみ

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	

＜ニーズ量の算出＞

①＜3号認定＞(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	

■1・2歳家庭のみ

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	

＜ニーズ量の算出＞

①＜3号認定＞(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	

5) 留意事項

上記4)により算出された「量の見込み」に関して、基本指針案第三の三の1等を踏まえ、育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たって、0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。

その際、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・上記1)2)の対象者(0歳児)のうち、問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、「3 認可保育所」から「9 居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者のうち、問30-6(1)①において「1 希望する保育所に入るため」と回答している者の割合(育休明けの利用意向率)を算出し、上記4)①の「家庭類型別児童数(0歳児)」に掛け合わせる(育休明けの利用意向の児童数)
- ・「育休明けの利用意向の児童数」を、上記4)②の0歳児の「量の見込み(人)」から差し引く。

※この方法により計算をした場合に、0歳児の「量の見込み(人)」が現在の0歳児の利用児童数よりも減る場合には、「育休明けの利用意向の児童数」をゼロとすることも考えられる。

※0歳児の「量の見込み(人)」から差し引いた「育休明けの利用意向の児童数」については、特に供給不足となっている自治体においては、1(・2)歳児に係る整備量を早期に増やすことが求められる。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

(1) 時間外保育事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A (ひとり親家庭)、潜在タイプ B (フルタイム×フルタイム)、潜在タイプ C (フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部])、潜在タイプ E (パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]) を対象として算出する。

2) 対象年齢

0 歳から 5 歳以下を対象とする。

3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、
問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業) に回答したもののうち、「3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択している、かつ、
問 15-2 (2) (利用希望時間) で、「18 時以降」と記入してある場合の割合を算出する。(但し、無回答を除いて割り戻す)

なお、ここでは時間外保育事業の時間設定について「18 時以降」としたが、各自治体の実状に応じて変更可能とする。

(参考：関連設問)

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間 (何時から何時まで) かを、□内に具体的な数字でご記入ください (数字は一桁に一字)。時間は必ず (例) 09 時～18 時のように 24 時間制でご記入ください。

(1) 現在

1 週あたり□日	1 日あたり□□時間 (□□時～□□時)
----------	----------------------

(2) 希望

1 週あたり□日	1 日あたり□□時間 (□□時～□□時)
----------	----------------------

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 26 量の見込みの算出プロセス（時間外保育事業）

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】0～5歳以下家庭のみ

(2) 放課後児童健全育成事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

ただし、「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用希望を選択し、かつ、6. 以外の選択肢も選択している者について、「6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用希望が週 1 ～ 2 回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能とする。

（参考：関連設問）

問 26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず、（例）18時のように 24 時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週□日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週□日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週□日くらい
4. 児童館 ※1	週□日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週□日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週□日くらい →下校時から□□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週□日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週□日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

※問 27 は、小学校高学年になった時を想定した設問。選択肢は問 26 と同じのため省略。

図表 27 利用意向率集計結果の入力シート（放課後児童健全育成事業）

■低学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

■高学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用すること考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 28 量の見込みの算出プロセス（放課後児童健全育成事業）

<低学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数(人)		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】6歳～8歳家庭のみ

<高学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数(人)		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】9～11歳家庭のみ

（３）子育て短期支援事業

１）対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

２）対象年齢

０歳から５歳以下を対象とする。

３）利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記１）２）の対象者について、問 25（泊りがけの預け先）に回答した者のうち、「イ．短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」、「オ．仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を算出する。

但し、「エ. 仕方なく子どもを同行させた」や、問 25-1（親族・知人にみてもらった時の困難度）の設問を設けている場合、「ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、「1. 非常に困難」「2. どちらかというと困難」と回答した割合を加えることも可能とする。

②利用意向日数

上記 1) 2) の対象者について、問 25（泊りがけの預け先）の「1. あった」の「イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

①の但し書きにより、算入対象を広げている場合は、当該選択肢も含めた「平均日数」を算出する。

（参考：関連設問）

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

- | | | |
|---------|--|-----|
| 1. あった | ア.（同居者を含む）親戚・知人にみてもらった | □□泊 |
| | イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した
（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業） | □□泊 |
| | ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を
利用した | □□泊 |
| | エ. 仕方なく子どもを同行させた | □□泊 |
| | オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた | □□泊 |
| | カ. その他（ ） | □□泊 |
| 2. なかった | | |

問 25-1 「1. あった ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかというと困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|---------------|-------------|

図表 29 利用意向集計結果の入力シート（子育て短期支援事業）

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は、就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して、就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 30 量の見込みの算出プロセス（子育て短期支援事業）

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

【注】0～5歳以下家庭のみ

1) 対象となる潜在家庭類型

2) 対象年齢

3) 利用意向 (利用意向率 $\times$ 利用意向回数)

① 利用意向率

② 利用意向回数

(参考：関連設問)

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）

1 週当たり□回　もしくは 1 ヶ月当たり□回程度

2. その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名：

1 週当たり□回　もしくは 1 ヶ月当たり□回程度

3. 利用していない

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい
1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

図表 31 利用意向集計結果の入力シート（地域子育て支援拠点事業）

	利用意向率（割合）	平均利用意向回数（回）	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）			
タイプC' フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）			
タイプD 専業主婦（夫）			
タイプE パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）			
タイプE' パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）			
タイプF 無業×無業			

【注】0～2歳家庭のみ

4）量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

図表 32 量の見込みの算出プロセス（地域子育て支援拠点事業）

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下服時間未満+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下服時間未満+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

＜ニーズ量の算出＞

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人回)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下服時間未満+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下服時間未満+下服時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

【注】0～2歳以下家庭のみ

（５）一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）については、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」とそれ以外で、見込み量の算出方法が異なる。

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）＞

１）対象となる潜在家庭類型

以下①は潜在家庭類型 C'、D、E'、F を対象として、以下②は潜在家庭類型 A、B、C、E を対象として算出する。

２）対象年齢

３歳から５歳以下を対象とする。

３）利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

１号認定による利用と２号認定による利用で、算出方法が異なる。

① 1号認定による利用

【利用意向率】

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）×
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）
を算出する。

※ア：以下の割合

上記1) 2)の対象者について、

- ・問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択 かつ
- ・問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」と選択した者が、これらの間の回答者数に占める割合

※イ：以下の割合

- ・問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択 かつ
- ・問 23（不定期事業の利用状況）で、「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」から「6. その他」を選択した者のうち、問 23 で「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」または「2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）」を選択した者の割合

【利用意向日数】

上記1) 2)の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で「1. 利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

② 2号認定による利用

【利用意向率】

1.0

※「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー。

【利用意向日数】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの問 12 (1)－1

※これらに加えて、問 24（不定期事業の利用意向）で「1. 利用したい」に回答のあった者の「ア 私用、リフレッシュ目的」及び「イ 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の平均日数を勘案することも考えられる。

問 23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1 年間の利用日数（おおよそ）も口内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

- | | |
|--|-----|
| 1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業） | □□日 |
| 2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ） | □□日 |
| 3. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業） | □□日 |
| 4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ（児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業） | □□日 |
| 5. ベビーシッター | □□日 |
| 6. その他（ ） | □□日 |
| 7. 利用していない | |

(参考：関連設問)

問 24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を口内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| 1. 利用したい | 計□□日 |
| ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等、リフレッシュ目的 | □□日 |
| イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等 | □□日 |
| ウ. 不定期の就労 | □□日 |
| エ. その他（ ） | □□日 |
| 2. 利用する必要はない | |

図表 33 利用意向集計結果の入力シート（預かり保育）

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

①＜1号認定＞による利用

	ア	イ	利用意向日数（日）	利用意向
タイプC* フルタイム×パートタイム（下服時間未満+下服時間～120時間の一部）				
タイプD 専業主婦（夫）				
タイプE* パート×パート（いずれかが下服時間未満+下服時間～120時間の一部）				
タイプF 無業×無業				

【注】3～就学前家庭のみ

ア：「1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合」

イ：「不定期事業を利用している幼稚園利用者の幼稚園型一時預かり等の利用割合」

②＜2号認定＞による利用

	利用意向率（割合）	就労日数（日）	利用意向
タイプA ひとり親	1.000		
タイプB フルタイム×フルタイム	1.000		
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上+下服時間～120時間の一部）	1.000		
タイプE パート×パート（双方月120時間以上+下服時間～120時間の一部）	1.000		

4）量の見込みの算出方法

① 1号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

イ 量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

② 2号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数（P33-34で算出したもの）

イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

図表 34 量の見込みの算出プロセス（預かり保育）

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）＞

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプD 専業主婦(夫)	×		
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプF 無業×無業	×		

＜ニーズ量の算出＞

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプF 無業×無業	×		

【注】3～5歳以下家庭のみ

＜2号認定による定期的な利用＞

＜家族類型別児童数の算出＞

	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

＜ニーズ量の算出＞

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親	×		
タイプB フルタイム×フルタイム	×		
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		

【注】3～5歳以下家庭のみ

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外＞

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

② 利用意向日数

上記 1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

図表 35 利用意向集計結果の入力シート（預かり保育以外）

■上記以外

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」

－「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用のみ）の利用意向日数」

－「問 23（不定期事業の利用状況）における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み（人日）」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

5) 留意事項

①上記 1) ～ 4) の方法によるほか、以下の方法によることも可。

1') 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2') 対象年齢

0歳から2歳以下を対象とする。

3') 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

4') 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」

—「問 23（不定期事業の利用状況）における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み（人日）」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

②トワイライトステイについては、就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 36 量の見込みの算出プロセス（預かり保育以外）

<上記以外>

<家族類型別児童数の算出>

c:家庭類型別児童数		b:潜在家庭類型(割合)		a:推計児童数(人)	
タイプA	ひとり親	×	=		
タイプB	フルタイム×フルタイム	×	=		
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×	=		
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×	=		
タイプD	専業主婦(夫)	×	=		
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×	=		
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×	=		
タイプF	無業×無業	×	=		

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズ量
タイプA ひとり親	×		
タイプB フルタイム×フルタイム	×		
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプD 専業主婦(夫)	×		
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		
タイプF 無業×無業			

【注】0～5歳以下家庭のみ

問23「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用(人日)	e:ニーズ量(日)

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム）を対象に算出する。

2) 対象年齢

0 歳から 5 歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

病児・病後児の発生頻度と利用意向日数を算出し、利用意向（利用頻度×利用意向日数）を求める。なお、調査票に問 22－3 以降を設けてある場合には活用すること。

① 病児・病後児の発生頻度

上記 1) 2) の対象者について、

問 22-1 (病気やけがで事業ができなかった場合の対処方法) で、「ア. 父親が休んだ」「イ. 母親が休んだ」に回答した者のうち、問 22-2 (病児・病後児保育等の利用意向) で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した者と、問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の合計を問 22 の回答者全員で割る。

② 利用意向日数

・上記 1) 2) の対象者について、

問 22-2 (病児・病後児保育等の利用意向) で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答があった日数の総計と、

問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を足し合わせる。

・先に求めた「日数の総計」について、

問 22-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、

問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかに回答があった人数の合計(「延べ」でなく「実人数」、「0 日」回答は除く)で割った数。

(参考：関連設問)

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で 1 に○をつけた方)にうかがいます。この 1 年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

1. あった	2. なかった
--------	---------

問 22-1 宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この 1 年間に行った対処方法として当てはまる記号全てに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください。数字は一枠に一字)。

ア. 父親が休んだ	□□日
イ. 母親が休んだ	□□日
ウ. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	□□日
エ. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	□□日
オ. 病児・病後児の保育を利用した	□□日
カ. ベビーシッターを利用した	□□日
キ. ファミリー・サポート・センターを利用した	□□日

ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた ☐☐日
 ケ. その他 () ☐☐日

問 22-2 問 22-1 で「ア.」「イ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当
 てはまる番号 1 つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください（数字は一枠
 に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前
 にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ☐☐日
 2. 利用したいとは思わない

図表 37 利用意向集計結果の入カシート（病児・病後児保育等）

	発生頻度	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児
 に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、
 当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

または、就学児の利用意向については、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金において、
 「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該
 研究班で実施した下記の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出するこ
 とも考えられる。

（実態調査結果（平成 24 年度 1 年間の年齢別利用児童割合）

： 0 歳 10.1%、1 歳 32.6%、2 歳 18.1%、3 歳 12.6%、4 歳 10.3%、5 歳 7.9%、
 6 歳 4.2%、7 歳 2.4%、8 歳 1.2%、9 歳 0.4%、10 歳以上 0.2%）

図表 38 量の見込みの算出プロセス（病児・病後児保育等）

<0～5歳以下家庭のみ>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下層時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下層時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下層時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下層時間～120時間の一部)		×		=	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

②利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、低学年は問 26、高学年は問 27 で「7. ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を算出する。

図表 39 利用意向集計結果の入力シート（ファミリー・サポート・センター）

■低学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】6～8歳以下家庭のみ

■高学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】9～11歳以下家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用すること考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 40 量の見込みの算出プロセス（ファミリー・サポート・センター）

<低学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親	×		=
タイプB フルタイム×フルタイム	×		=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプD 専業主婦(夫)	×		=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプF 無業×無業	×		=

【注】6歳～8歳家庭のみ

<高学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親	×		=
タイプB フルタイム×フルタイム	×		=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプD 専業主婦(夫)	×		=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=
タイプF 無業×無業	×		=

【注】9～11歳家庭のみ

（８）利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（２中学校区など）に１箇所などを目安として、箇所数で設定する。

この際に、自治体独自で、例えば、問 19 の⑥の「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。

（参考：関連設問）

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～C のそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

①母親（父親）学級、両親学級、育児学級

A 知っている（はい・いいえ）、B これまでに利用したことがある（はい・いいえ）

C 今後利用したい（はい・いいえ）

②保健センターの情報・相談事業

③家庭教育に関する学級・講座

④教育相談センター・教育相談室

⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放

⑥子育ての総合相談窓口

⑦ 自治体発行の子育て支援情報誌

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

I 教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500 人	500 人	300 人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	市内 350 人 <u>B 市</u> <u>100 人</u> C 市 50 人	市内 450 人 <u>B 市</u> <u>10 人</u> C 市 20 人	市内 200 人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50 人 D 市 20 人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	B 市居住の子ども（＝B 市に確保義務あり）に係る量の見込みを記載		
量の見込み		1000 人	1100 人	800 人				
(他市町村の子ども)		<u>A 市</u> <u>100 人</u> E 市 30 人	<u>A 市</u> <u>10 人</u>	-				
確保方策	特定教育・保育施設	市 内 1000 人	市 内 1100 人	市 内 200 人	・・・	B 市居住の子ども（＝B 市に確保義務あり）に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130 人	10 人					
	特定地域型保育事業			市 内 800 人	・・・	B 市居住の子ども（＝B 市に確保義務あり）に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)			E 市 10 人				

2. 確認を受けない幼稚園の取扱い

基本指針(案)において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては「特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされているが、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）については、以下のように取り扱うこと。

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500 人	500 人	300 人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	300 人	450 人	200 人	・・・	・・・	・・・	・・・
	(確認を受けない幼稚園)	200 人						
	特定地域型保育事業			50 人	・・・	・・・	・・・	・・・

3. 認可外保育施設の取扱い

基本指針(案)において、「当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされているが、以下のように取り扱うこと。

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500 人	500 人	300 人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	500 人	450 人	200 人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50 人	・・・	・・・	・・・	・・・
	認可外保育施設(※)		50 人	50 人				

※市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

4. 共働き等家庭の幼稚園利用の取扱い

幼稚園の2号認定（3-5歳、保育の必要性有り）のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本であるが、2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定（3-5歳、保育の必要性なし）の確保方策として記載することを可能とする。

		27 年度			28	29	30	31	
		1 号	2 号		3 号	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以 外					
量の見込 み		500 人	600 人		300 人	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
100 人 (※)			500 人						
確保 方策	特定 教育・ 保育施設	600 人	500 人		200 人	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	特定 地域保 育事業				50 人	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

なお、幼稚園の認定こども園への移行については、基本指針(案)第三の二の4及び四の3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載すること。

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業

	27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み	1000 人日	1000 人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

2. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

		27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み	① 1号認定による利用	500 人日	500 人日	・・・	・・・	・・・
	② 2号認定による利用	500 人日	500 人日			
確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型） ※	1000 人日	1000 人日	・・・	・・・	・・・

※ ②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

3. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

		27 年度	28 年度	29	30	31
	量の見込み	2000 人日	2300 人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1200 人日	1500 人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	700 人日	700 人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	100 人日	100 人日			

4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み		1000 人日	1000 人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	病児保育事業	850 人日	850 人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	150 人日	150 人日	・・・	・・・	・・・

5. 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み		500 人日	500 人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	子育て援助活動支援事業(就学後)	500 人日	500 人日	・・・	・・・	・・・

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

6. 利用者支援

	27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み	5 か所	5 か所	・・・	・・・	・・・
確保方策	○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

7. 妊婦に対する健康診査

※ニーズ調査によらずに推計

	27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み	500 人 健診回数(※)	500 人 健診回数(※)	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	・・・	・・・	・・・

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

8. 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

※ニーズ調査によらずに推計

	27 年度	28 年度	29	30	31
量の見込み	500 人	500 人	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
確保方策	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センタ ー 委託団体等： ○○協会	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センタ ー 委託団体等： ○○協会	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

＜４＞その他

I 「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになる」と認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」とこととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の３「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

（記載イメージ）

「〇〇区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の２ウの「都道府県計画で定める数」は、〇人とする。」

「△△区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の２ウの「都道府県計画で定める数」は、△人とする。」